

江東区持続化支援家賃給付金支給要綱

令和2年6月5日

2江地経第292号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大により大きな経済的打撃を受けている区内の中小企業者に対し、事務所等の賃料に充てるための資金を給付することにより、事業の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事務所等 事業の実態を有する事務所、店舗又は工場をいう。
- (3) 事業主 事業を行う法人の代表者又は事業を行う個人をいう。
- (4) 住居兼事務所 事務所等のうち、事業主の住居と兼用されているものをいう。
- (5) 開業日 法人にあつては会社設立の日、個人にあつては開業届出書に記載した開業日をいう。
- (6) 売上高等 売上高又は販売数量（建築業にあつては、完成工事高又は受注残高）をいう。
- (7) セーフティネット保証4号認定 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定に基づく認定（新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに限る。）をいう。
- (8) 暴力団員等 江東区暴力団排除条例（平成24年3月江東区条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。
- (9) 許認可等 法令上、事業を行うに当たって要する免許、許可、認可若しくは登録又は届出をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、中小企業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人にあつては本店、個人にあつては住所を区内に有すること。
- (2) 開業日が令和2年4月10日以前であること。
- (3) 令和2年2月から同年6月までの任意の1月（以下「対象月」という。）の売上高等が、その前年同月（平成31年2月1日以降に開業した者にあつては、対象月の前月以前の任意の1月）における売上高等と比較して20%以上減少し、又はセーフティネット保証4号認定を取得していること。
- (4) 大企業が実質的に経営に参画していないこと。
- (5) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等でないこと。
- (6) 暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団が実質的に経営に参画していないこと。
- (7) 東京都感染拡大防止協力金の申請要件を満たしていないこと。
- (8) 事業を行うに当たり許認可等を要する事業を営む者にあつては、当該許認可等を受け、又は行っていること。
- (9) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第4項の規定に基づく施設名称等の公表を受けていないこと

(支給対象事務所等)

第4条 支給対象事務所等は、支給対象者がその事業のために継続して使用する事務所等であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 江東区内に所在すること。
- (2) 支給対象者が自ら締結した有効な賃貸借契約又は転貸借契約に基づく使用権を有すること。
- (3) 支給対象者の事業以外の用途と兼用しないもの（住居兼事務所を除く。）であること。
- (4) 賃貸人及び転貸人が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 支給対象者の事業主若しくはその3親等以内の親族又は事業主が代表、

役員等を務める会社その他の団体

イ 支給対象者（個人である支給対象者が代表、役員等を務める会社その他の団体を含む。以下この号において同じ。）のグループ会社

ウ 支給対象者又はそのグループ会社の役員又は従業員

(5) 賃貸借契約又は転貸借契約の契約期間の始期が令和2年4月10日以前であること。

(給付金の額等)

第5条 給付金の額は、30万円（申請に係る事務所等が住居兼事務所である場合にあっては20万円）とし、予算の範囲内で支給する。

2 給付金の支給は、同一の支給対象者につき、1回を限度とする。

(給付の申請及び請求)

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める申請期間内に、江東区持続化支援家賃給付金支給申請書兼請求書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類又はその写しを添えて、区長に申請及び請求するものとする。

(1) 賃貸借契約書又は転貸借契約書

(2) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

(3) 住民票及び開業届出書の控え（個人の場合に限る。）

(4) 売上高等の減少又はセーフティネット保証4号認定の取得を証する書類
(支給決定等)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるものについては江東区持続化支援家賃給付金支給決定通知書
(別記第2号様式)により、不相当と認めるものについては江東区持続化支援家賃給付金支給申請却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定により支給を決定した申請者に対し、遅滞なく当該給付金を支給する。

(要件の喪失の届出)

第8条 申請者は、給付金の支給決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、第3条に定める支給対象者の要件を欠くこととなったときは、江

東区持続化支援家賃給付金支給要件喪失届出書（別記第4号様式）により、
区長に届け出なければならない。

（支給決定の取消し及び給付金の返還）

第9条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、第7条の支給決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る返還金及び違約加算金の額を決定し、江東区持続化支援家賃給付金支給決定取消通知書兼返還金等納付額通知書（別記第5号様式。以下「取消通知書」という。）により申請者に通知する。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたとき。
 - (2) 給付金の支給を受けた日の翌日から起算して6月以内に、第3条に定める支給対象者の要件を欠くこととなったとき。
- 2 申請者は、前項の通知を受けたときは、区長が定める日までに、取消通知書に記載された返還金及び違約加算金を納付しなければならない。
- 3 第1項の違約加算金の額は、支給した給付金の額を上限とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。